

第1回 文書館振興国際会議

西日本地区研究集会

昭和61年8月19日なにわ会館にて



大阪
あーかいぶず

昭和六十一年十一月
第二号
大阪府公文書館発行

英国パブリック・レコード・オフィス副館長

マイケル・ローパー氏大阪で講演

—— 第一回文書館振興国際会議 ——

去る八月十九日、大阪市内で第一回文書館振興国際会議西日本地区研究集会（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会主催）が開かれました。この会議で英国パブリック・レコード・オフィスの副館長マイケル・ローパー氏が「記録管理と文書館」と題して講演されました。

ローパー氏は、国際文書館評議会（ICA）の要職にあり、全史料協が本年五月ICAに加盟したことに伴いICA派遣使節として来日されたものです。なお、氏は講演に先立ち、大阪府公文書館を見学されました。

ここでは、ローパー氏の講演と質疑応答の要約を掲載し、皆さんの参考に供したいと思います。

目次

マイケル・ローパー氏大阪で講演……………	1
講演「記録管理と文書館」……………	2
訪問記 カリフォルニア州公文書館……………	7
日本人の見た江戸末期の国際事情……………	8
明治から戦前までの大阪府公文書(1)……………	10

マイケル・ローパー氏の横顔

一九三二年八月一九日、イギリスのヨークシャー州ハリファクス生れ。マンチェスター大学で中世史を専攻し、修士号を得た後、一九五九年に英国パブリック・レコード・オフィスに入り、主席アーキビスト、記録管理部長などを経て、昨年副館長になりました。現在、イギリス・アーキビスト協会の会長でもあります。一九八〇年のICAロンドン大会では議長を務め、「文書館の学術的利用」を報告しました。また「高度技術媒体—視聴覚・機械可読記録の物理的保存」、「新情報技法と文書館」ほか多数の論文を執筆するなど、文書館学の理論と実際に精通し、その発展に貢献している国際的権威の一人です。

あーかいぶず (archives) とは英語で公文書館という意味です。

＝ 講 演 ＝

記録管理と
文書館

マイケル・ローバー氏

記録のライフ・サイクル

記録のライフ・サイクルとは、ある組織が記録を作成・受領した時点から、その記録が現行業務に不要と判断されて文書館に移管されるか、処分されるまでの一連の記録の取扱い方のことである。通常このサイクルは三段階に分けられる。すなわち、現用記録としての第一段階、中間期の半現用記録としての第二段階、そして非現用もしくは保存すべき史料としての第三段階である。

ここで記録とは「書き記されたもの」だけでなく、地図、設計図等のほか、写真、映画のフィルム、ビデオ、録音等の視聴覚記録、コンピュータ処理によって判読できる機械可読記録をも包含する。

まず、現用段階の記録は、受領・作成、保管及び業務処理への利用と関わりがある。

記録の受領・作成には、外部からの記録の受信、組織内での取るべき行動の決定とその情報の周知、返書の作成、発送業務が入る。そこには、書式の統一とか、複製方式の統一、報告書の作成と配布、コンピュータによるデータ処理業務なども含まれる。

一つの業務行為が完了すると、そのために必要であった書類は、すべての関係文書と一緒にまとめてファイルされ、そのファイルは後日、必要に応じて関係文書もあわせて検索できるような状態にしておかなければならない。検索手段はコンピュータを使えば比較的容易に編成することができる。コンピュータの利点は、登録台帳で現用と半現用というライフ・サイクルの段階でのファイルを制御することができるうえ、記録を文書館へ移管する段階になった時に、目録を提供できることである。

記録を現用から半現用の段階へ移す時期は、ある程度まで、その組織の性格とニーズに依存する。英国政府の省庁内で一般的に採られているシステムでは省庁内のファイルは五年後に閉じられ、さらに五年後は現用保管庫に留めおかれてから半現用記録とされる。

通常、記録を処理する可能性が最初に生じるのは、現用と半現用とに区分けする時である。行政上も、法律上も、会計監査上も、学問上も、価値無しとされた記録は、まずそこ

で破棄される。

半現用段階に移管するに充分値する記録は、通常、業務の現場から離れたファイル保管庫、中間記録保管所、レコード・センターのような新たな場所へ移動させられる。多くのヨーロッパの国々では、半現用段階の政府の記録は、各省庁「文書館」に保管され、その所有権は、作成省庁に保留される。英国においては、パブリック・レコード・オフィス（PRO）が中間記録保管所を提供することになっているが、それは、あくまでも場所の提供だけで、その使用方法、保管記録のサービス、破棄等の作業の責任所在は、各省庁部局の記録担当者にある。

非現用つまりもはや現用業務にとって必要でなくなった時、記録のライフ・サイクルの最終段階に達し、行政上の、法律上の、ないし学問上の目的にとって永久的な価値をもつかどうかを決定するための最終評価が下される。こうした価値をもつ記録は文書館に移管され、その他は破棄される。この最終評価については作成原局も一定の役割を果たさねばならないが、しかるべき文書館権威者が責任を負うのが本筋である。

政府記録に対する一般の閲覧は、アメリカ合衆国のように文書館へ移管されると自動的に可能になる場合と、一定の年限（三〇年と）というのが国際的にもっとも普及している）を

経るまで待たねばならない場合とがある。ある種の記録（たとえば国家機密にかかわるもの、あるいは個人情報もしくは企業秘密を含むもの）は、文書館への移行を遅らせたり、一般閲覧用から除外したりして、公開閲覧から保護しなければならぬ。

記録のライフ・サイクルの三段階を通じて、長期的文書館政策に支障をきたさず、しかも各機関の効率性と節約性に役立つような適切な管理が必要である。重要なことは、記録のライフ・サイクルの三段階を通じて、業務管理者、記録管理者、そしてアーキビストの三者すべてに受け入れられる手続きを開発し、効果的に運営される記録システムを開発するために、三者が緊密に協力することである。

記録評価と文書館への移管

現代の記録は膨大であるので、非現用になったとき、記録のすべてを文書館に移管することは不可能であろう。したがってまず、文書館での永久保存に価する記録を選び出すための基準が必要になる。

選択のための基準は、組織体ごとに、また組織体内の階層（部・局・課・係）ごとに異なる。

評価基準は、記録シリーズ（委員会記録、内部管理記録など）ごとに、ないし個別記録ご



講演中のローバー氏

とに、あるいは記録シリーズと個別記録の混合型にも適用できよう。記録シリーズを全体として評価することは、その現用段階において、体系的な方法で記録が編成されている場合にのみ実際的であり得る。そうした条件があてはまる場合、評価はただ一度限りのプロセスであってよい。それはふつう現用段階において、記録の寿命をきめるというプロセスなのである。ある種の記録シリーズは永久に保存すべきものとして規定される。その他の記録シリーズについては現用または半現用の段階の終り、あるいは中間段階で、破棄処分と規定される。

一定の保管年限の後に、破棄処分という規定にあてはまる記録は、通常、その内容情報の価値に比べ、大変に量が多く、そっくりそのまま保存することは、実際的とはいえない。とはいえ、様式、手続を説明するための見本を保存する必要がある場合もあるだろうし、又、統計上の標本をとる場合には充分な量を

科学的に抽出して保存することが望ましい。個別記録ごとに評価するのはたいへん時間を要するが、「方針」事項にかかわるもの、すべてが永久保存の価値を有するとは限らない記録シリーズの場合には必要である。個別記録ごとの評価は、ドイツ連邦共和国の政府記録のように半現用段階の間（通常、その段階の終期）に一回だけ行われるか、イギリス政府の記録のように現用記録の終期に一回目を、半現用段階の終期に二回目の見直しを行うかである。一回だけの見直しは、評価費用を軽減する。二段階見直しは、一過性資料を早い段階で破棄することが出来るので、保管費用を軽減できる。

個別記録ごとの評価実施は、とりわけ重荷をアーキビストに負わせる。アーキビストの役割とは、単に記録の研究価値を評価するだけでなく、諸記録、統計上の標本、ないし代表的選択物を適切であるとして、その記録の寿命の満了時に、確実に文書館へ移管されるようにすることなのである。

文書館に永久保存される記録を選別すると、アーキビストは、研究利用に供せるように、記録を配架のために整理しなければならない。文書館へ移管のきまった記録については物理的保存を確実にする処置を施すことが、大切である。腐食し易い金属留具を除去したり、綴じられていない書類は、適切な覆いをし、

ファイルしたり、もしくは編冊する。ある場合には、損傷の多い記録に対し、応急処置が必要となる。応急処置では、板紙の間に損傷のある記録をはさみ、中性紙でそれを包むにとどめるべきである。安全だと証明されていない材料は応急処置といえども使用してはならない。文書館への移管に先立って、書類は中性紙の箱に納めるべきであり、文書館保管庫におかれている間、その箱に入れたままにすべきである。それは取扱いの際、損傷やほこり、光から記録を守るためである。全ての文書は、文書館への移管に先立って、虫やカビがついていないかどうかの検査をうける。これらのものが認められた文書については、搬入する前に、くん蒸をしなければならぬ。

記録の物理的な整理は、出所原則と原秩序尊重という、文書館学上の二つの基本原則に従って行われる。ある組織主体が作成した記録を、他の組織主体の作成した記録と混在させないこと、これが出所原則である。記録は普通、その組織の業務遂行過程に沿った順序で、整理されているはずである。そのような記録作成主体によって確立された整理方法を、他の順序、たとえば主題とか日付けとかに基づく順序に置きかえてしまっただけではない。それが原秩序尊重の原則（ないし登録原則）である。

記録群、下位群、記録シリーズ、個別記録

といった階層構造はそのまま文書群の参照システムのある方を決定する。文書の参照システムは、通常、アルファベット並びに数字による記号によって、文書群の中の各々の個別記録を、他と紛れることなく識別できるようにになっている。

文書館に移管された個々の記録シリーズについての基本的な情報は、受入れ登録台帳に記録される必要がある。この情報は、シリーズ名、対象期間、含まれる個別記録の量と種類、移管の日付け、文書保管庫内での収蔵場所などである。

更にいえば、それぞれの記録シリーズの内容に関する簡略でわかりやすい記述リストをつくっておくことが、文書館や記録作成組織のため、あるいは歴史家やその他の利用者の目的にもよい。そのために入れておかねばならない情報には、史料請求記号、個別記録の日付け、内容要約（出来るだけ短かく、原ファイル件名で充分）及び以前の登録記号がある。人手が許すなら、索引、件名、日付けその他の補足的検索手段も考えられる。コンピュータ利用は、さまざまな編成で索引やリストを提供する可能性を開いている。

ともあれ、あるものは非常に詳しく記述されるが、その他はまったく記述されないままに残される、ということよりも、文書館保有物全体について、概要だけでも記述するほう

が、はるかに望ましい。

質疑応答

問1 イギリスにおけるアーキビスト（文書館専門職員）の養成、資格のための試験、及び認定について。

答 イギリスでは大学の大学院のコース一年分としてアーキビストの養成コースが設けられている。入学資格はもちろん歴史専攻の人が望ましいが、理科系の専攻の人でもよく、専攻は問われない。こうした大学院のコースは第二次世界大戦の直後から設けられ、最初にロンドン大学及びリバプール大学、その後にウェールズ大学で開かれた。現在アイルランドのダブリン大学でも設けられている。



大阪府公文書館を視察するローバー氏(中央)と全史料協の安澤氏(左)、小川氏(その右)

こうしたアーキビスト養成コースでは、当初地方文書館の館員養成のために設けられたが、現在はビジネス・アーキビストや大学その他のアーキビストの養成の方にも向けられてきている。

数年前に英国のアーキビスト協会では通信制のアーキビスト養成コースを設けた。二年間の通信制コースで最終的には試験を受けなければならぬ。

現在のところ国の方で資格の認定という形では調整を行っていない。

問2 英国の中央官庁や地方自治体において公文書の保存がどの程度厳格に履行されているか。また公文書は、何年後に公開されるか。また、地方自治体等が文書館を作る場合に国からの程度の補助があるか。

答 イギリスでは各省庁とも必ず三〇年経ったものについてはパブリック・レコード・オフィス（PRO）の方へ移管することが公記録法により義務づけられている。担当省庁がしばしば利用しなければいけないということ、特に協議して了承されたもの以外については必ず移管されている。地方文書館の場合は、中央省庁から完全に独立している。ただ、地方に関する資料についてはPROでなく、地方文書館の方に移管することがある。

公開は三〇年原則ということで、三〇年経ったものが公開されている。

いくつかの場合について三〇年を過ぎても公開しない場合がある。例えば、個人的な秘密、企業機密、国家機密に属することなどがある。この場合も、先ほどと同じような協議が必要とされる。

補助金については、直接的な制度はない。各地方のほうへ中央から財政上の援助をするかどうかは、議論の対象になっている。

問3 酸性紙の問題とその対策について。

答 幸いなことに文書館で保存される資料というものは、図書館の資料ほど激しく使われるものではなく、その結果、あまり空気にふれることがないので、問題はさほど深刻になっていない。いろいろの方式で酸性紙の脱酸処理を試みているが、これといったよい方法がまだ見つかっていない。なかに茶色に変色して酸化している紙がある場合には、そういうものを先に取り除いておくなどして、酸化を遅らせる方法を今、模索中である。

また、温度が高かったり湿度が高かったりすると酸化の進行が非常に早まるので、なるべく低温、低湿度で貯蔵するというのを考えている。貯蔵の方法としては、特に中性紙で出来ている箱に入れることをすすめたい。そうすれば外側からの酸化がおさえられる。

問4 警察関係の資料は、イギリスの場合はどうなっているか。

答 イギリスの場合、警察の機構は全部各

地方に属している。従って各地方の警察の記録は、PROには入っていない。ただ、ロンドン警察は中央に属しているので、その記録はPROに入っている。

警察の記録には個人情報非常に多く含まれている。こういうものは、三〇年では公開していない。たいていの場合はその情報に関わる本人及びその直接の子供が存命の間は伏せている。結果としてだいたい五〇年から七五年の閉鎖期間が設けられた後に公開される。

問5 先ほどから何度か使われている「三〇年」の根拠について。

答 まず、最初に一九五八年に五〇年原則というのを打ち立てた。これは内閣官房長官の発言がもとになっている。それから一〇年位経ってから、歴史家その他、利用者から五〇年では長すぎるという非常に強い圧力がかかり、その結果政府及びPROの館長などで協議して、三〇年という線が出された。「三〇年たてば、現場にいた人はだいたいやめているからよかろう」ということである。

問6 記述リストの内容要約について、「出来るだけ短かく、原ファイル件名で充分」ということであるが、原ファイル件名を忠実に再現した上で、内容要約なのか、それとも原ファイル件名にはそれほどこだわらないということなのか。

答 原ファイル件名というのは必ずしも文

書館に移管された時に、ふさわしい件名となっているかどうかからない。こうした場合アーキビストの方で閲覧者にとって便利なように、新しいタイトルをつくる。ただし、その場合でも元のタイトルについての手がかりを必ず残すようにする。

問7 文書館におけるコンピュータ利用の問題点について。

答 コンピュータの問題というのは入力に非常に時間がかかるのが基本的な問題ではないかと思う。たとえば、主題検索ということも考えることは出来るが、文書館に持っている記録のすべてに適応出来るかというと、これは非常に難しい。ミニコンを使った場合、一定のひとかたまりの記録について検索手段を講じることはできると思う。大きい電算機一台であちこちで同じアウトプットを取るというシステムは現在のところPROではこしらえていない。

アメリカのアーキビスト協会では文書館用のコンピュータの使い方に関する本を出している。これからアメリカに行くので、勉強してみたい。

(注、この講演の全訳は、他の関係資料とともに、近く全史料協から出される予定です。)

パブリック・レコード・オフィス

(PRO) について

パブリック・レコード・オフィスは、英国政府及びイングランド、ウェールズの法廷の記録を永久保存するための施設で、一八三八年に法律によって設立されました。日本では、公文書館に於てあります。最古の記録は一〇八六年のドゥームズデイ・ブック(イングランドの土地台帳)です。

収蔵文書(一九八六年現在)は、書架の総延長で一三六、五二四メートルに及び、主としてキューとチャンセリー・レインの新旧二つの建物に分収されています。その他に二つの収蔵施設があり、ポルトガル・ストリートの施設では一八四一年以来一〇年毎の人口統計調査資料がマイクロフィルムにして収蔵されており、ヘイズの施設は、五四の省によって中間記録保管施設として使用されています。

収蔵文書の中には、前記のドゥームズデイ・ブックの他に一二二五年のマグナカルタの再発布、シェイクスピアとその家族に関する文書、ネルソンのトラファルガー海戦勝利の際の航海日誌、ウェリントンンのワテロロー派遺があります。

公文書は通常作成後三〇年で、一般の閲覧に供されます。閲覧時間は月曜から金曜の九時三〇分から一七時までで、無料ですが、関

覧券が必要とされます。外国人の場合は、パスポートがあれば発行してくれます。

全国歴史資料保存利用機関

連絡協議会について

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)は、歴史資料(文書・資料)の収集・保存利用を目的とする全国の機関(機関会員)やこうした機関等に勤務する職員(個人会員)によって構成され、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的に結成されました。

全史料協は、昭和五十一年二月二十一日に発足し、現在、全国の公文書館、文書館、歴史資料館、公立図書館、県(市)史編纂室や県(市)の文書担当課など五一の機関と七三名の個人会員が加盟しています。大阪府は昭和五十八年度から加盟しています。

全史料協の活動としては、毎年一回、全国大会を開催し、各機関や文書保存の振興に努めている会員からの情報提供や研究成果の発表が行われています。その他、「文書館法」制定に向けての研究や運動、講演会の開催、会報の発行などを行っています。

連絡先

埼玉県立文書館

茨城県立歴史館

訪問記

カリフォルニア州公文書館

田中 忠夫



サクラメント空港でリムジンに乗った。「カリフォルニア州の公文書館へ」と一言。一般的な施設なのだろうか、ドライバーは何も聞かぬまま、二〇分のちには玄関に下り立った。州議会議事堂の西一〇〇メートルにある。

一八五〇年、州議会が、州務長官に、政府に関するすべての公文書を受ける権限を与えた。設立されて一三〇年。

館には州成立以来の記録が保存されている。例えば、州裁判所の記録、一八四九年憲法、



カリフォルニア州公文書館全景

上下院の法案、決議、議事録、州レベルのすべての選挙の投票結果、知事声明、任命録などである。一九六五年

あった。我が国の公文書館の多くは新築が多いが、数百年の歴史を持つヨーロッパやアメリカの公文書館は、このように印刷所やビル工場、刑務所などを改築し、利用することがある。つぎに館内視察。保存資料はすでに満杯である。その量は六万立方フィート（約一七〇〇立方メートル）。文書は、州政府から来る。現用廃棄された（保存期間が過ぎた）文書の内からアーキビスト（公文書館専門職員）が歴史的な価値の有無を判断し、移管を要請する。その選択率は、廃棄文書の約一パーセントという（我が国では、約五パーセントが平均といわれている）。選別のものさしは、アーキビスト一人一人の知識と経験である。彼らは専門的な研修を受け、管理、政策、手続、人物情報、古記録の知識と経験を持っている。この館では七人のアーキビストがいる。文書は整理され、一部はマイクロフィルムにとられる。文書の配架は出所の原則に従い、再分類として、年代別、アルファベット別、

主題別もある。

館の利用者は年間約三万八〇〇〇人（手紙や電話の照会を含む）。来館者は、カードを見たり、アーキビストに聞いて資料を探す。州政府職員、歴史に興味ある人、大学の先生などが多いが、自分の家系を調べに来る人もいる。ヨーロッパでも見られる傾向である。「家族の歴史を調べませんか？」というパンフレットもあった。

興味ある記録の収集法がある。文書で残りにくい政策形成過程を、「口頭伝承の歴史の手法」を使って、アーキビストが、政策形成の関係者にインタビューして後の研究に役立つ資料を作っている。

この歴史ある公文書館を見て、記録に対する姿勢が私達と随分違うと感じた。ヨーロッパの伝統を受け継いだのか、あるいは歴史を大切にす国家の故か。

三時間にわたる視察を終えた。バーンズ館長が言った「我々は将来の世代のために努力している。」の言葉は印象的だった。

California State Archives

1020 "O" Street, room 130, Sacramento

California 95814, USA

Phone 916-445-4293

昭和六十一年九月十七日訪問

（総務部法制文書課）

保存資料紹介

日本人の見た江戸末期の国際事情

『漂流人異話』より

加藤 銀四郎

本館に寄贈された川中家文書は、近世・近代の地方文書がほとんどであるが、その中に『漂流人異話』と題する安政期の一冊の写本がある。どのような経過で川中家に所蔵されたのか、写されたのか、何も記載がないのでわからない。話は嘉永年間に樽廻船が漂流して、三年二か月異国生活を経験して帰国するまでを乗組員の報告の形で述べたものであり、彼らの外国人の観察や外から見た日本の様子など、興味深い内容であるのでここに紹介したい。

嘉永三年九月十五日（西暦一八五〇、一〇、二〇）以下同じ。江戸表をめざして神戸を出帆するところから話が始まる。江戸で積み荷をおろし、また神戸めざして帰る途中、同年十月二十九日夜（一八五〇、一一、二二）、紀州熊野浦の沖合で暴風雨に遭い、帆柱を切り捨てて漂流する。乗組員は一七人、うち四人は商人と思われる。あとは船頭一人水夫二人である。太平洋のど真中の島影一つ見えなるところで漂流すること五二日間、幸い大豆、小麦などを荷として積み込んでいるからこれを食糧として生き続けた。

同年十二月二十一日早朝、小型の米国商船に全員救助された。この船は乗組員一人の小さな船で、飲み水も多くな、そのため一回に握り飯一個の割り当てで、四二日後にようやくアメリカのサンフランシスコに上陸した。このころ英語にも少し耳馴れてきている。

サンフランシスコに到着後、芝居見物もさせてもらい、さらに二〇日間この船に世話になった。次に鉄船に乗り替えた。この船は長さおよそ二〇間、幅五間程で、大砲四門小筒多数を備え、乗組員は七〇人ばかりである。

また「船中之大将をカマド (commander) と申し」「船頭之上役位ト存じられ候者をマスタ (master) と申し、船頭をキャクテン (captain) と申候。」このマスタにその後長期的に世話になる。乗船の際、木綿敷布団一枚、毛布一枚、毛織筒袖じゅばん二枚、バッチ二足、革靴三足、木ばさみ一丁、剃刀一挺、馬毛の櫛 (ブラシのこと) 一枚、股の割れない足袋 (つまり、くつ下) 一足を支給されている。その上、米飯、小遣い銭あるいは見物に連れて行ってもらうなど扱いは良く、こき使われている様子はない。当時のサンフ

ランシスコはゴールドラッシュの三年目で、その活況や、様々な肌色をしている人間が自由に動き回っている様子が記録されている。米国王 (大統領) が月給取りだと驚いているのも面白い。

嘉永五年二月十一日（一八五二、三、一）軍船フレガットへ移乗し、その一か月後に出航となった。乗組員は約二百人である。先の鉄船逗留中に船頭の万蔵が発病し、この船に移ってから船医の看病を受けていたが、航行中の三月二日（四、二〇）ついに病死した。次の日、給水の目的でもあろうが、ハワイ・オアフ島に入港し、手厚く葬られることとなる。残りの日本人達は船中の大工に棺桶を新調してもらい、自分達は白木綿をもらって着物状に縫い、万蔵を飾っている。葬列には米人士官二人が正装して従い、島からも役人二人が参列した。

嘉永五年三月十日（一八五二、四、二八）オアフ島出航、同年四月二十日香港に到着した。香港は、アヘン戦争・南京条約によって英国に割譲されてからほぼ一〇年経っており、諸外国船で活況を呈している。ここでかれらは、当時米国第一と聞く乗組員約三五〇人の大型蒸気船に移乗した。例のマスタも移乗してきて、日本人の世話をし続ける。

香港に到着して四、五日後、日本人の力松という者が船に来た。彼は肥前島原の人で一

四、五年前に漂流、英国船に便乗してやっとの思いで浦賀へ到着したが、漁船にも相手にされず、突然陸より大砲で打ちかけられ、薩摩へ行っても漁船に乗せてもらえず、矢で射かけられる有様だった。時まさに異国船打払令のところで英国人にあきらめろといわれ、今だに帰国できないでいるわけである。

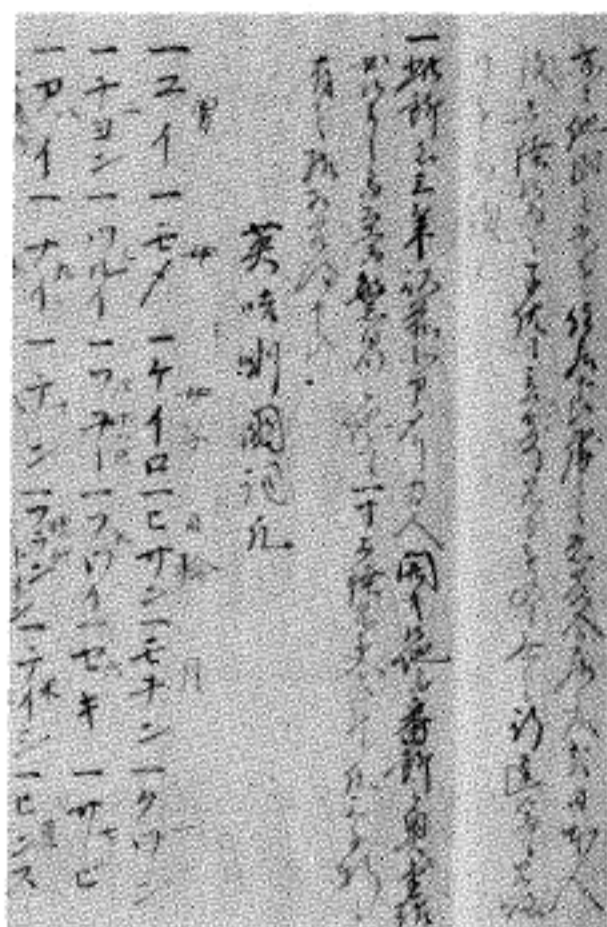
このような力松の話聞き動揺した一六人のうち九人は、南京は七〇里、日本への船便があるという中国人の怪し気な話にのり、対岸の九竜に渡り南京に向かって歩き出した。しかしまたたく間に中国の村人達に取り囲まれ身ぐるみはがれ、また船に戻ってくるのである。

この話には、幕府の異国船打払令の批判が出ていて貴重である。実は、この時はもう幕

府は友好国オランダを通して米國との修好に意思ありと通告していたし、異国船打払令を止めて薪水給与を許可していた。また、九竜後背地などは先にアヘン戦争、今は太平天国の乱で荒れ果てていたのであるが、そのような事情についても彼らは全く知らなかったのである。

嘉永五年八月頃、香港を出発し、中国の力モサという島へ着く。ここに別の米國商船が来あわせ、日本人のうち若い水夫三人がその船に乗ることになった。残り一三人はその後アモイやマニラを垣間見たあと、嘉永六年二月中旬（一八五三、三）上海に到着した。

ここで力松と同様に日本で追っ払われた音吉という人物に出合った。嘉永二年閏四月に、イギリス軍艦マリナー号が浦賀に来たとき同



英語の発音と訳、右はサンフランシスコの様子を記述した部分

乗していた通訳も同じ音吉という名なので、たぶん同一人であろうと思われる。一行は彼の誘いで下船して、音吉宅に滞在することになる。それは三月から四月中旬までの約一月半である。この間の三月十日（四、一七）太平天国軍が南京城を陥落させて、新たにここを国都・天京と定めた。音

吉宅で深夜叩き起こされた彼らは音吉から斧を一本ずつ渡され用心するようにと説明を受けて驚いたと書かれている。しかし史実に明らかかなように、無事。

音吉は彼らが日本へ帰れるよう奔走し、四月二十日（一八五三、五、二七）夕刻、帰国に、より有利なように、揚子江岸のサホ港へ移る。サホでは、中国人会所に逗留し、蚊帳、木綿製の靴、うちわ、菓子やタバコの支給を受ける。彼らは、アメリカが日本との交易を望んでいるので、近いうちに日本へ行くのではないかと予想している。アメリカ人が商船でも軍船でも必ず大砲を積んで軍事訓練を怠らない有様を見

てきているので、そのうち日本中が大さわぎになるだろうと考えている。そして嘉永六年六月三日（一八五三、七、八）ペリーが軍艦四隻を率いて浦賀に来航したのである。

嘉永六年七月十七日、中国商船に便乗することができて出発し、半月で長崎に到着した。無事長崎に上陸したものは一七人のうち一人、他は別の船に乗ったものや病死・出奔などである。長崎では約四か月間取り調べをうけた。そして無事に各人の領主に引き渡される。

この書の奥書きには翌年の「安政甲寅元年十二月写之」とあり、さらに翌年「同乙卯年十二月写之」とあるので、案外、川中家に近い人が関係しているのかもしれない。

明治から戦前までの大阪府公文書(1)

大西 愛

本館で閲覧できる明治～戦前の公文書の点数は少ない。それだけに一点一点が貴重な存在といえよう。それらの資料の内容と主な件名を順次この欄で紹介していきたい。今回はまず明治期の議会および総務関係のものを紹介する。

明治期の公文書 議会・総務

初代府会議長西川甫関係資料 明12～15

B0-59-41

表題の通り西川が議長当時の手持ち資料であると思われる。綴の中にはコレラ予防のための寄付の呼びかけや衛生会社創設に関する建言がある。また緒方惟準栄転祝詞、藤田組贗札事件無罪の祝賀会開催の様子(藤田伝三郎は西川と同じ大阪市東区選出の府会議員であった。)その他、西川在任期間(明治12・3～15・8)にあった諸件を収める。

大阪府会緊要書類 明30～33 B0-59-32

府会に出す建議の草案と関係資料、会議の開催通知、議員の異動や出席する府吏員など府会関係の雑多な文書が綴り込まれており、府会事務の中心となった書類である。主な件名は次の通りである。

郡部地方税土木補助費建議案／大阪府医

学校教員海外派遣決議／地方税賦課方法の

儀請願／大阪府会議事細則修正／第一回／

第八回府立農学校卒業後の状況／地租増徴、

地価修正について建議案／監獄費国庫支弁

の儀建議／府会議員半数改選の儀速／大阪

私立衛生会補助請願書／第一第二師範学校

設立建議／赤痢病患者数／大阪府会会議規

則草案／大阪府市部会会議規則案／臨時大

阪府・市部・郡部会会議記録／租税の市部・

郡部負担について／大阪府会会議規則・同

傍聴人取締規則／ベスト予防策建議／牛滝

山官林ヲ府ノ公園トスル意見書／農林学校

設置ノ建議／川辺郡ヲ大阪府ニ合併ノ建議

／図書館設立ニ関スル議案／市部中学校入

学希望者増加の件／他 全一七件

知事交代事務引継書 明31 B0-59-49

第十代知事冲守固から第十一代菊地侃二

に引き継がれた明治三十一年七月のもので

明治期の引継書はこれ一冊しか残されてい

ない。同年十月の大阪市制特例廃止の前な

ので、内容は「大阪府及大阪市」事務引継

書となっており、各部課別に作成した報告

を綴り込んだ形をとっている。したがって

当時の市政府政全般がわかる。さらに外郭

団体神苑会・水難救済会・日本赤十字社大

阪支部の項もある。全五六件

本庁達各課廻達並決議官吏諸届等 明6 B0-59-4

府制度のまだ十分整っていない時期であっ

て、庁内組織・事務分掌あるいは府下全般

への課税制度・営業許可など頻繁に制定・

改定がなされるので、それを庁内に徹底す

るために文書を回達して判取する形をとり

保管されたものがこの書類である。したがっ

て内容は年次を追っているがさまざまであ

り、先に述べたもののほか次のものがある。

各課書類要不要区別之儀／大阪鎮台ヨリ

号砲改正之儀／月給渡方之儀／勸業場諸事

引請之儀／西洋紙すき立器械神戸着船之儀

／勸業課帳簿調書／他 全四一件

演説祝文原稿 明23～大7 B1-59-2

知事が各種の式に出席または代読のため

に作成された、およそ三十年間の式辞の草

稿である。内容は年代別に見ると、二十年

代では学校の開校式や卒業式祝辞の多いの

が目立ち、区役所・商品陳列所など施設開

設も多い。三十年代には築港起工式、物産

品評会や勸業博覧会、鉄道開通式、会社発

会式など産業奨励の会が多くなり同時に、

日露戦の予践祝捷会、戦死者葬も見られる。

四十年代では修得館・保養院・保育園など

福祉施設開設が見られ、美術・体育などの

事業も増えてくる。大正に入ると伴林光平・

中甚兵衛・五代友厚・藤田伝三郎など故人

の顕彰が目立つ。全三二一件 (大阪府公文書館)

公文書館 譜

□行事できごと

(年月日)

61・4・21	庁内歴史的文書資料類の収集
5・20	文書資料類の搬入
5・22	府下市町村に資料の収集協力を依頼
8・7	関西大学文学部博物館学課程の実習
7・21	第一回公文書館運営懇談会を開催
8・4	公文書館の運営について助言、指導をいただくため設置

□主な来館者

8・19	第一回文書館振興国際会議 西日本地区研究集会開催
61・3・26	宮内庁書陵部
4・12	東京都公文書館
15	和歌山県
5・8	福井県
6・4	香川県
18	神奈川県
24	高石市立図書館
18	鳥本町
7・4	徳島県
23	自治省文書広報課
18	貝塚市
8・18	山口県文書館
19	英国国立公文書館(パブリック・レコード・オフィス)
9・18	広島市公文書館
24	神戸市
29	福岡市
10・23	尼崎市
11・4	神奈川県文化資料館
	北海道立文書館

□資料の寄贈 (61・3末～61・10/敬称略)

○歴史資料

(年・月)

61・3	加藤栄一(筑波大教授) 「近畿圏整備基本構想案―昭37」などの行政資料
5	琴岡元紀 堺県布告ほか
8	利見慶三 「昭和二年二月十二日大阪養老院焼失在院者救助ノ功賞与状」ほか

○参考図書資料

61・5	財団法人住吉村常盤会 住吉村誌
6	井上新造 わだち―ひと筋― 和田孟子 公害こと始め

公文書館では、府に関係する歴史的公文書や古文書、郷土資料類も保存します。寄贈・寄託いただける方はご連絡ください。

* * *

公文書館運営懇談会委員

(五十音順・敬称略)

(座長) 勝部 元	桃山学院大学教授
片岡重治郎	大阪府人事委員会委員長
小山 仁示	関西大学教授
作道洋太郎	大阪大学教授
元木 健	大阪大学教授
山中永之佑	大阪大学教授
湯浅 叡子	(財)千里文化財団専務理事

□館の利用者数 (60・11・11～61・11・10)

公務員	二六%	会社員・自営業	一七%
学生	一四%	教員	一五%
		その他	二八%



好きやねん大阪

土曜日の全日開館を試行実施

開館以来、来館者の方々から、土曜日の開館時間延長のご要望がありました。

そこで、来年一月から三月末日まで、土曜日の全日開館（午前9時30分～午後5時）を試行実施することにいたしました。どうぞご利用ください。

資料の整理状況

(S.61・10現在)

閲覧室目録カードについて

収蔵資料を検索していただくための目録カードは、既に整備済みの《作成年度別》に加え、本年四月から《事業内容別》を、十月から《部局（課）別》を整備し、ご利用いただけます。《事業内容別》の各項目には細項目を設けて目的の資料をより早く検索でき

資料の保存状況 (S.61.10.31現在)

区 分	資料点数
大阪府が作成した公文書	46
明治期	33
大正期	約8,300
昭和期	812
大阪府(議)会会議録(M.12~S.59)	8,264
大阪府の行政刊行物	約32,100
その他の刊行物	1,764
官報(国会会議録等を含む)	221
大阪府公報(明治22年以降)	1,390
マイクロフィルム・写真類・その他	1,879
川中家文書(江戸期の住屋文書が主体)	約54,800
合 計	

るよう配慮しています。資料の整理について

収蔵資料の種類と点数の概要は表のとおりです。収蔵資料のうち、「大阪府が作成した公文書」は作成・完結して三〇年を経過したものから順次、閲覧の対象としております。また、資料のレファレンスも行っていますので、お気軽にご相談ください。

編集後記

▼第二号は八月に大阪で開催された、第一回文書館振興国際会議の西日本地区研究集会での講演内容を中心にお届けしました。少々専門的な内容となりましたが、世界的にも長い実績を持つ英国の公文書資料の保存と利用に対する精神をご理解いただければ幸いです。

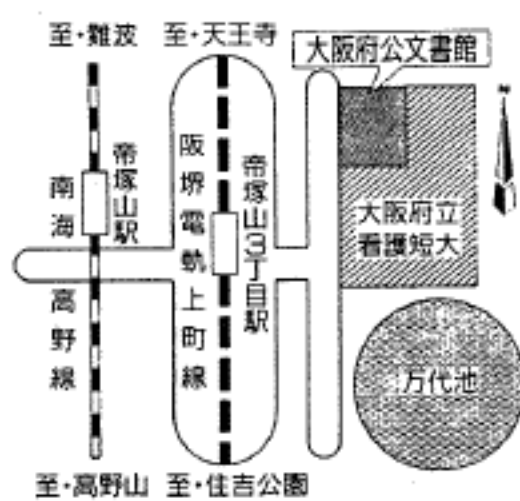
▼また、米国カリフォルニア州公文書館への視察訪問記を掲載しましたので、あわせて外国事情のご理解に役立てばと思っております。

▼公文書館が開館して、はや一年が経ちました。たくさんの方々から、歴史的公文書資料の収集にご協力いただきました。また、折々には貴重な情報、ご意見などもいただき、館の充実に役立てることができました。皆様に厚くお礼申し上げます。

さらに収蔵資料と利用の便を充実していく所存ですので、今後とも公文書館をご支援くださるようよろしくお願いいたします。

利用案内

- 閲覧時間 (62年1月～3月は別項参照)
- 月曜日・金曜日 午前9時30分～午後5時
- 土曜日 午前9時30分～午後0時30分
- 休館日
- 日曜日、祝日及びその振替休日
- 年末年始 (12月28日～1月4日)
- 毎月末日 (その日が日曜日の場合はその前日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目 (徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第二号

昭和六十一年十一月十一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪府住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五一
印刷 大阪府宮印刷所